

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

じん肺は、結核や気管支炎・肺がんなどの併発を引き起こして死に至ることがある職業性疾病であり、根本的な治療法が確立されていない中で、粉じん作業に従事する労働者の生命と健康を脅かし続けてきた疾病である。

こうした中、国においては、じん肺の予防対策に取り組んできたところであるが、今なお、トンネルの建設工事現場における粉じんの吸入により、毎年じん肺患者が発生しており、対策の効果は十分ではなく、歯止めがかかっていない状況である。

特に、トンネルじん肺は、その多くが公共工事によるものであることから、規制権限を行使する国が、責任を持って解決に向けて取り組むべき重要な社会問題である。

よって、国においては、トンネルじん肺による被害の深刻な実情を踏まえ、発注者及び施行者に対する適切な指導を行うとともに、粉じん濃度測定の義務付けや坑内労働者が粉じんにさらされる時間の短縮・規制など、トンネルじん肺の根絶に向けた抜本的な対策を早期に確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
厚生労働大臣	柳澤伯夫	様
国土交通大臣	冬柴鐵三	様